

令和4年7月1日

調布市道路反射鏡設置基準

第1 目的

この基準は、道路反射鏡の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

第2 定義

道路反射鏡とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3の第4項に定める道路付属物のことで、市が設置し管理するものをいう。

第3 設置する道路

道路反射鏡は、次の各号のいずれかに設置するものとする。ただし、道路の幅員、構造上の事由により道路反射鏡を道路上に設置できない場合は、当該道路以外の場所に設置することができる。

- (1) 調布市道
- (2) 国道・都道（市道と交差する場合に限る）
- (3) 不特定多数の車両が通り抜けできる私道

第4 設置の基準

道路反射鏡は、次に定める道路形状のいずれかにより見通しが確保できない場合、かつ、交通状況等を総合的に検討して市長が認める場合において設置することができる。

- (1) 屈折部や屈曲部
- (2) 隅切りがない道路（隅切り3m未満を目安とする）
- (3) 信号機が設置されていない交差点
- (4) その他特に見通しが悪いと市長が認める箇所

第5 設置の条件

市は、第4に該当し、かつ、次に定める条件を満たす要望があった場合においては道路反射鏡を設置することができる。

- (1) 「調布市道路反射鏡設置申請書」の提出があること（自治会等の団体または近隣住民等5世帯以上を代表する方からの申請）
- (2) 設置要望箇所の近隣住民等による反対が無いこと
- (3) 調布市道以外の箇所に設置する場合には、当該土地所有者から使用許可が得られること

附則

この設置基準は令和4年7月1日から施行する。